

地理的表示の保護制度に関する現状と課題

-EU における現状と我が国における保護制度の検討-

農林水産政策研究所（食料・環境領域）

内藤 恵久

産物の品質等の特徴と原産地が結びついて
いる場合に、その原産地を特定することとな
る表示を「地理的表示」といい、代表的なも
のに、パルマハム、シャンパン等があります。
本報告は、この分野で歴史と実績のある EU
の保護制度の概要のほか、我が国における関
連制度の内容、制度導入により期待される効
果等を報告したものです。

1. はじめに

地理的表示は TRIPS 協定上「ある商品につ
いて、その確立した品質、社会的評価その他
の特性が当該商品の地理的原産地に主として
帰せられる場合において、当該商品が加盟国
の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産
地とすることを特定する表示」と定義され、
①商品の品質等の特性、②原産地の地域名の
表示、③特性とその地域の結びつきとの要件
を備えた表示といえます。

この地理的表示については、本年策定の食
料・農業・農村基本計画で、「地理的表示を支
える仕組みについて検討する」こととされて
おり、国際的には、WTO 交渉において EU がそ
の保護の拡充を主張しています。

2. EU における保護制度

EU の地理的表示の保護の内容としては、よ
り地域との結びつきが深い PDO(保護原産地
呼称)と PGI(保護地理的表示)の 2 種類があり、
合計で 900 を超える名称が登録されています。
登録に当たっては、生産地域、生産・品質基
準等を定めた明細書が作成され、審査、異議
申立手続きを経て登録が行われ、登録後は、
明細書の遵守が確認された産物については誰

でも登録名称を使用できる一方、登録対象以
外の産物に対する登録名称の使用が禁止され
ます。審査では、①一般の產品と異なる品質、
特徴、②地域の適正性、③特徴と地域の結び
つきなどが審査されます。また、品質確保を
図るため、検査内容等を定めた管理計画に従
い独立した第三者機関による検査が行われて
います。

3. 我が国の地理的表示に関連する制度

地理的表示に関連する制度としては、「不正
競争防止法」、「酒税の保全及び酒類業組合に
関する法律」、「地域団体商標」等があります。
この「地域団体商標」と「地理的表示」の違
いは、地理的表示が、生産・品質基準を満た
す産品にのみ表示の使用を認め、管理機関等
によるチェックを行い基準への適合性を確保
しているのに対し、地域団体商標では基準の
制定は必須でなく、品質管理等も権利者に任
されていること等があります。基準の明定と
その適合のチェックは、消費者の評価を高め、
価格への反映を期待する上で、重要な点と考
えられます。

4. 仕組みの検討に向けて

地理的表示の導入による効果としては、農
林水産業振興の面と消費者利益の確保の面が
あります。EU における事例として、PDO 対象
のオリーブオイルが通常品の 3～4 倍の価格
となっている調査等があります。これは、消
費者に適切な情報が伝わり、評価が高まった
結果とも考えられ、農業振興と消費者利益は
コインの両面の関係にあるとも言えるのでは
ないかと思われます。

地理的表示の制度化に当たっても、この 2
つが達成できるよう、生産・品質基準を定め
る明確な明細書の策定と、これを確保できる
仕組みが必要と考えられます。また、保護要
件の具体化、規制内容の明確化、既存商標と
の関係等についても、今後整理・検討を行っ
ていく必要があります。